

横浜市

大口駅・子安駅周辺地区

バリアフリー基本構想



横 浜 市

大 口 駅 ・ 子 安 駅 周 辺 地 区

バリアフリー基本構想

目 次

I	バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
I-1	基本構想策定の背景と目的	1
I-2	基本構想の位置づけ	2
I-3	バリアフリー新法について	3
	1. 市町村による基本構想の作成	3
	2. 基本構想に基づく事業の実施	3
I-4	対象者の特性と配慮すべき事項	6
I-5	大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ	10
II	大口駅・子安駅周辺地区の概況	11
II-1	位置及び特性	11
II-2	人口	12
II-3	公共交通	13
	1. 鉄道	13
	2. バス	15
II-4	施設の分布状況	17
II-5	まちづくりの方向	20
III	重点整備地区の設定	27
III-1	重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討	27
	1. 生活関連施設の選定	27
	2. 生活関連経路の設定	31
	3. 重点整備地区の範囲設定	35

IV 重点整備地区の課題	37
IV-1 大口駅・子安駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見	37
1. まちあるき点検ワークショップ	37
2. バリアフリーに関する情報募集	41
3. バリアフリーに対する意見のまとめ	42
V 大口駅・子安駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	51
V-1 事業の基本的な考え方	51
1. 鉄道駅のバリアフリー化	51
2. 道路等のバリアフリー化	52
3. 交通安全施設等のバリアフリー化	53
4. バスのバリアフリー化	53
5. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化	54
6. 都市公園のバリアフリー化	54
V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次	55
V-3 特定事業及びその他の事業	55
1. 公共交通特定事業	57
2. 道路特定事業	59
3. 交通安全特定事業	63
4. 都市公園特定事業	63
5. 建築物特定事業	64
6. その他の特定事業	66
V-4 今後検討が必要な事項	71
VI 基本構想策定後の事業推進にあたって	73
1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施	73
2. 事業の進捗管理及び事業の評価	73
3. 進捗状況及び事業内容の広報	73
4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し	73

I バリアフリー基本構想の策定にあたって

I-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画における基本政策の一つである「市民生活の安心・充実」において、「市民に身近なきめ細かい交通機能の充実」が掲げられ、まちのバリアフリー化推進事業として、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

これらの背景のもと、横浜市ではこれまで10地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

以上のことを踏まえ、文化施設、福祉施設、商業施設、医療施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している神奈川区の大口駅・子安駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

I-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

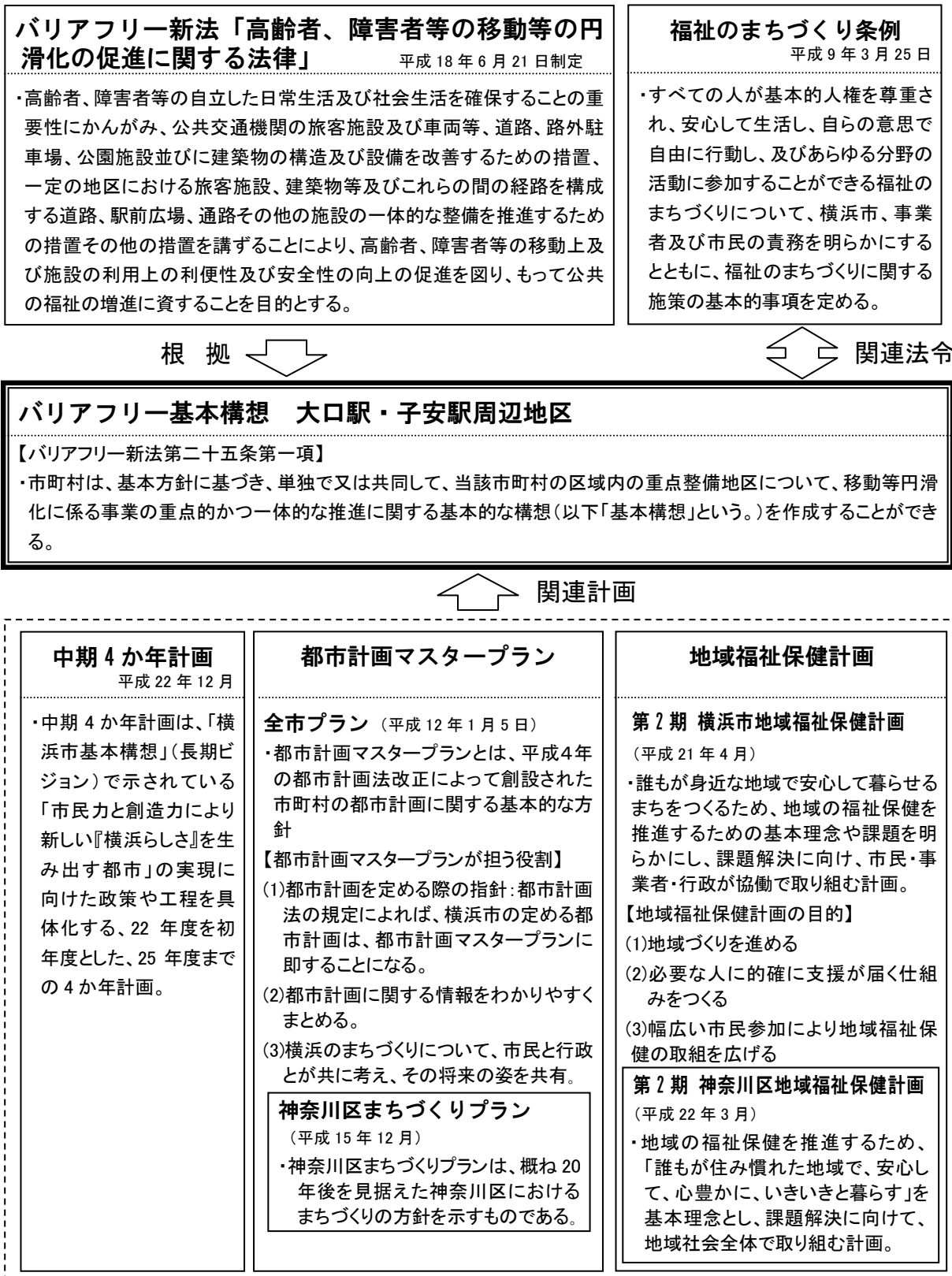


図 1-1 基本構想の位置づけ

I-3 バリアフリー新法について

1. 市町村による基本構想の作成

バリアフリー新法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

2. 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

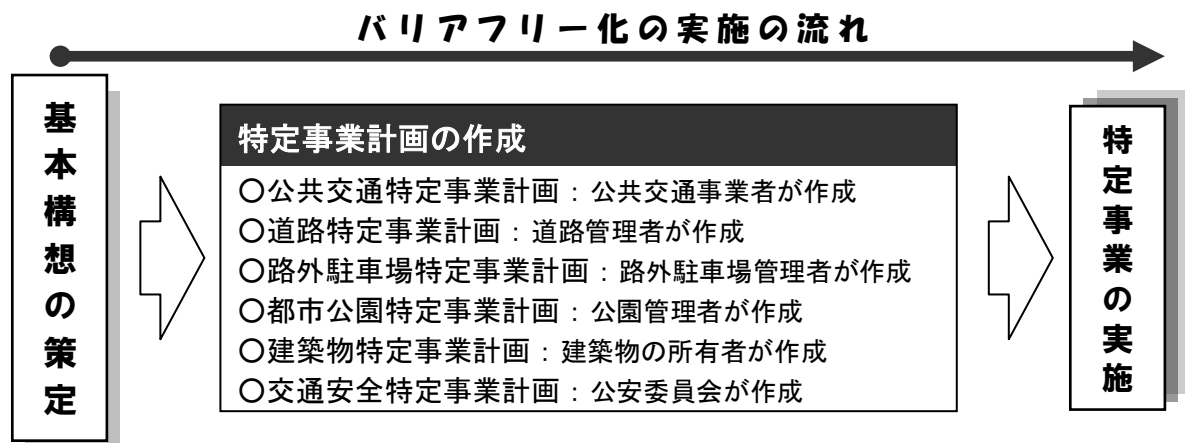


図 1-2 基本構想策定から事業実施の流れ

◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

歩道の平坦性の確保、勾配の改善

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

階段（段差）部分へのスロープまたはエレベーターの設置（段差の解消）

よく利用する施設への案内・サインの充実

トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実

マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進

など

※用語の定義

本基本構想において、以下のように用語を定義する。

『重点整備地区』とは、地区全体の面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区とする。重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことである。

本基本構想では、主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に大口駅や子安駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とする。

『生活関連経路』とは、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。

なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り方に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

I-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者*、精神障害者*、発達障害者*、妊産婦やけが人を対象としている。

本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、バリアフリー新法の対象者に、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指すこととする。

それら移動制約者を、障害の状況により、「歩行」と「情報入手」に分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
移動制約者「歩行」	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 ・ 路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・ 扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 ・ 車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。 ・ カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 ・ 車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者 (シルバーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れ やベビーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動 制約者 (妊産婦やけ が人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。
移動制約者「情報入手」	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者・ 発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などは、わかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは、人的なサポートも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。 ・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。 ・視認性に配慮した照明計画が必要である。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では、外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
その他	
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 ・水栓金具やドアノブなどは、握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 ・スイッチ類は、押しやすいような大きさや形状などに留意する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者は、強い電磁波による誤動作の心配がある。 |
|---|

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成 10 年 3 月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成 17 年 3 月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 14 年 3 月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成 19 年 7 月）
- ・高齢者の住まいと交通 [復刻版]（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

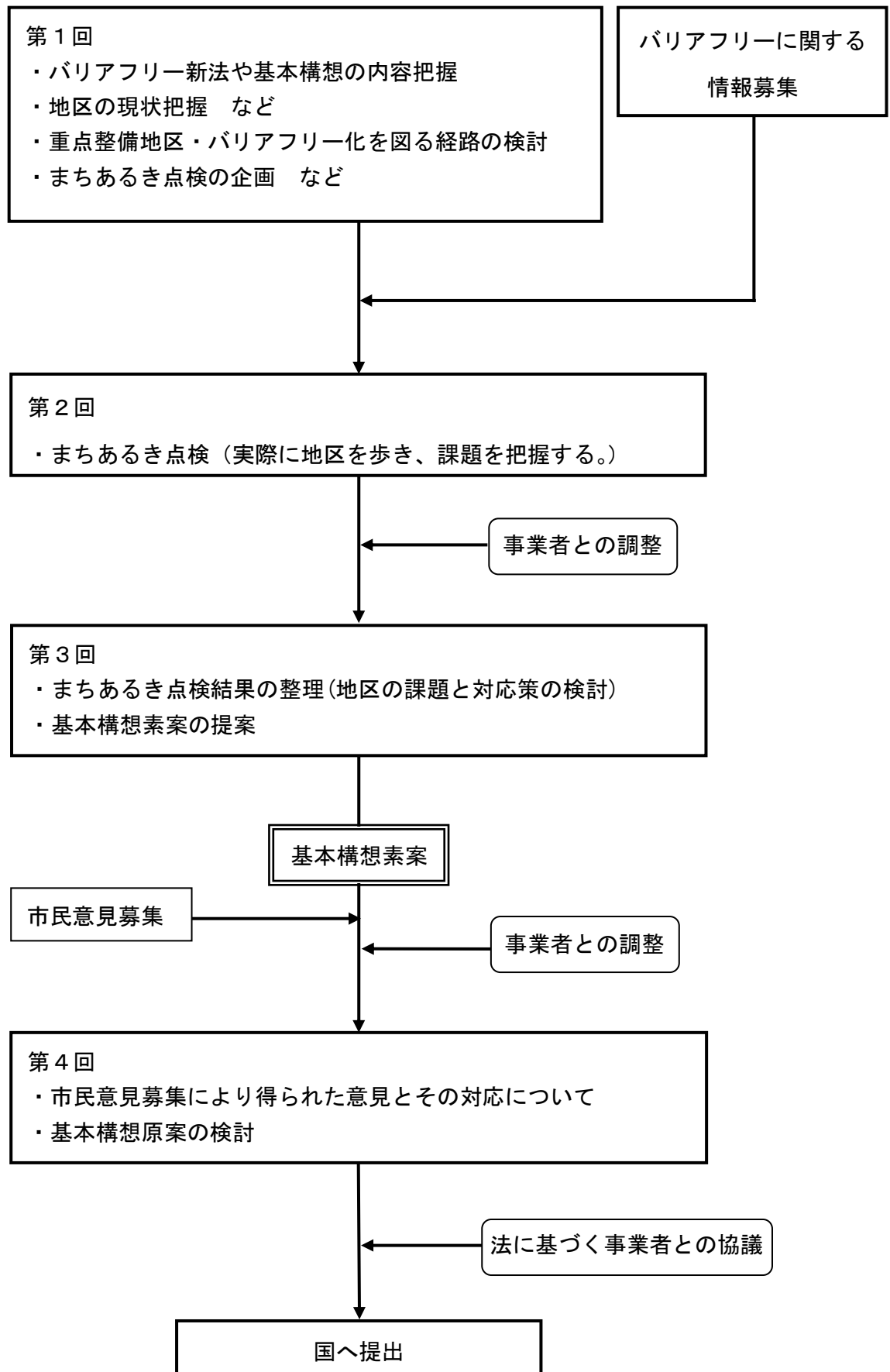
*バリアフリー新法で新たに対象となった、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、次のように定義されている。

知的障害者：知的障害者とは、厚生労働省が実施している「知的障害児（者）基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

精神障害者：精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」（第 5 条）と定義されている。

発達障害者：「発達障害者支援法」によれば、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第 2 条第 1 項）と定義されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」（第 2 条第 2 項）と定義されている。

I-5 大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ



Ⅱ 大口駅・子安駅周辺地区の概況

Ⅱ-1 位置及び特性

大口駅・子安駅周辺地区は、横浜市のほぼ中央に位置する神奈川区の東部に位置し、鶴見区と隣接する地域である。地区内には JR 横浜線の大口駅と、京急本線の子安駅があり、医療施設、福祉施設、商業施設などの施設や神奈川区を代表する商店街がある。

なお、本章では本基本構想の検討を開始した時点（平成 21 年度）での統計データ等をもとに作成した。

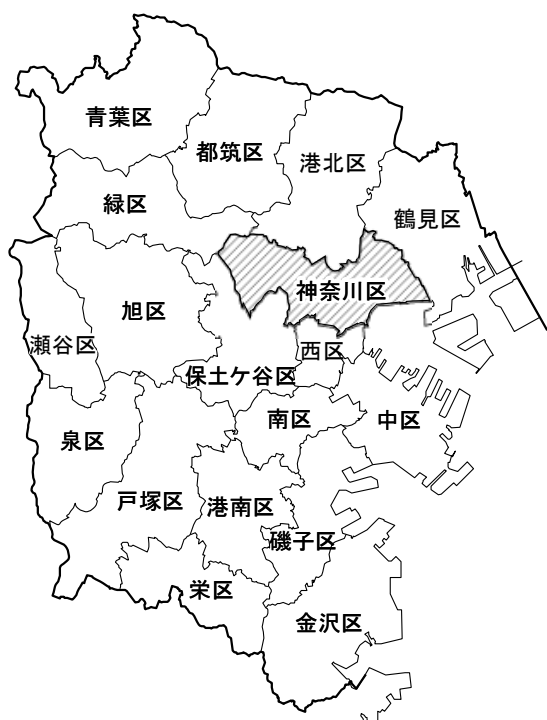


図 2-1 神奈川区の位置

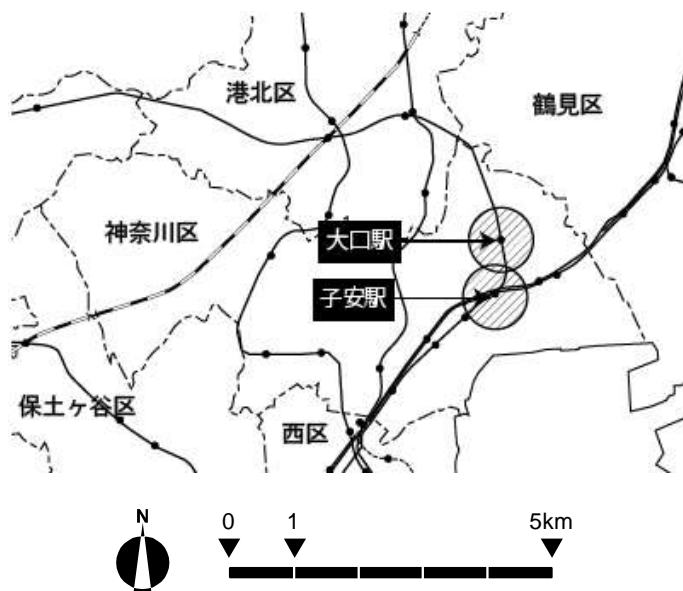
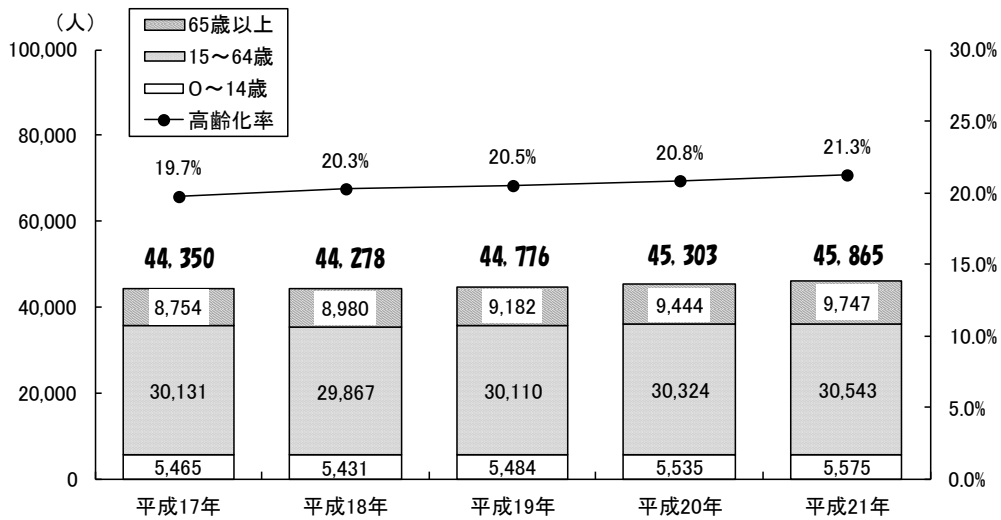


図 2-2 大口駅・子安駅周辺地区の位置

II-2 人口

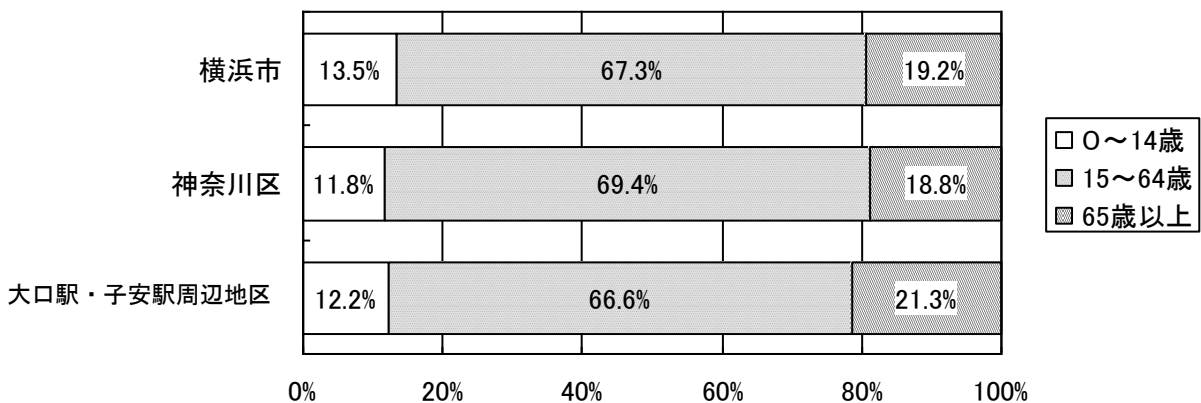
大口駅・子安駅周辺地区の人口は、平成21年9月30日現在45,865人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は9,747人、高齢化率は21.3%である。人口の推移をみると、平成17年の44,350人から約3.4%の増加であり、ほぼ横ばいで推移している。また、高齢化率は、平成17年の19.7%から1.6%上昇している。



資料) 横浜市統計 (各年9月30日現在)

注：ここで大口駅・子安駅周辺地区の人口は、大口駅および子安駅から概ね半径1kmの範囲に含まれる、浦島丘、浦島町、亀住町、恵比須町、子安台1~2丁目、子安通1~3丁目、七島町、守屋町1~3丁目、出田町、松見町1~3丁目、新浦島町1~2丁目、新子安1~2丁目、新町、神之木台、神之木町、西寺尾1~4丁目、西大口、千若町1~3丁目、大口仲町、大口通、鳥越、東神奈川2丁目、入江1~2丁目、白幡向町、白幡西町、白幡仲町、白幡東町、白幡南町、富家町、立町、港北区菊名2丁目、港北区仲手原1丁目、鶴見区東寺尾1、3丁目として算出した。

図2-3 大口駅・子安駅周辺地区の人口推移



資料) 横浜市統計 (平成21年3月31日現在)

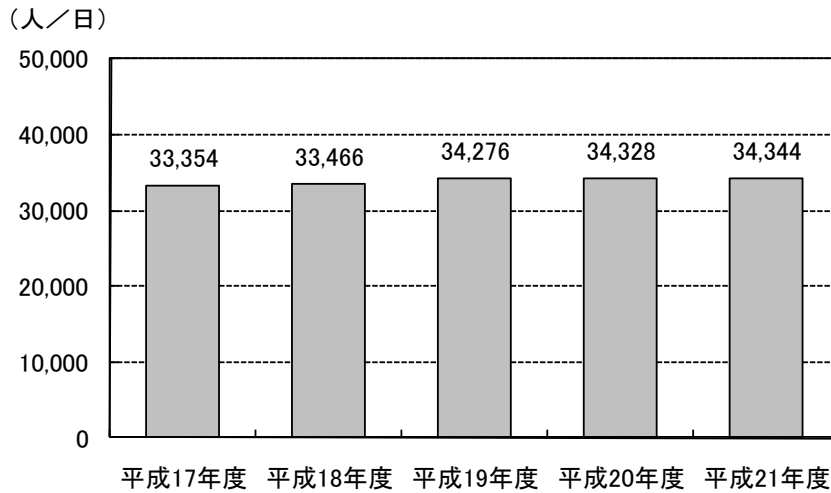
図2-4 年齢別人口構成比

II-3 公共交通

1. 鉄道

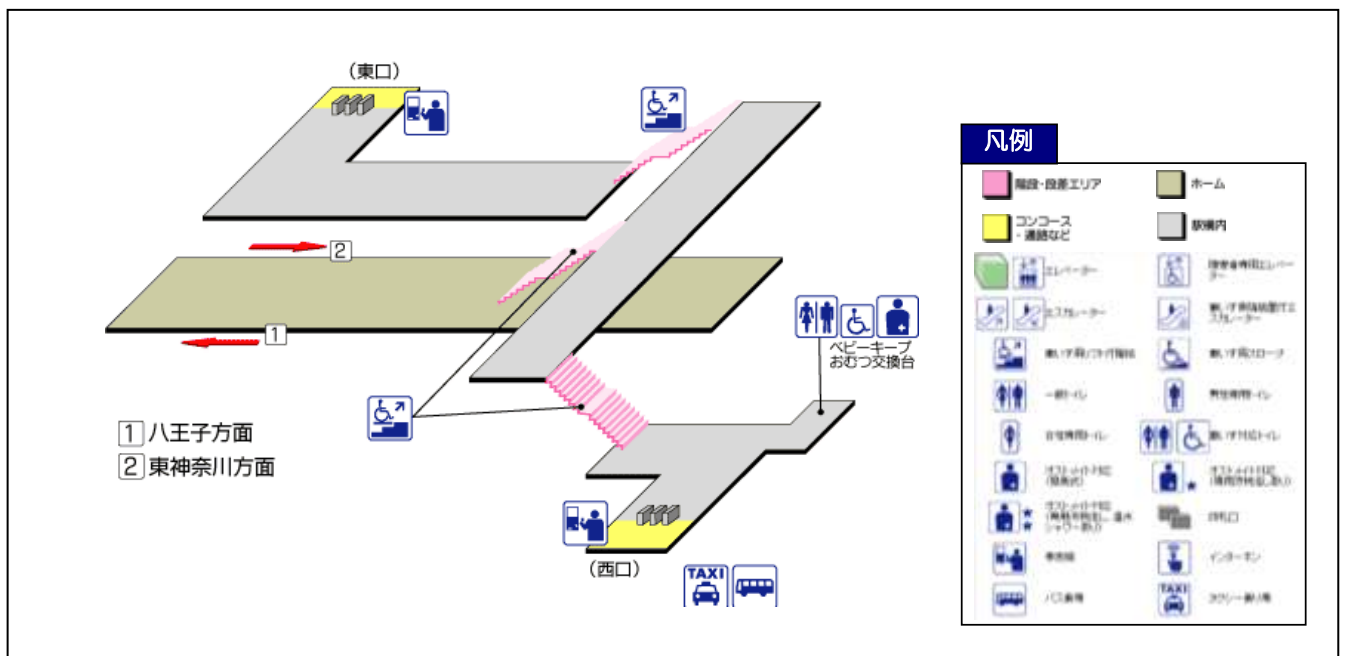
(1) 大口駅

JR 横浜線大口駅の一日平均乗降客数は、約 34,000 人/日（H21 年度）となっている。一日平均乗降客数の推移をみると、平成 17 年度から微増傾向にある。



資料) 横浜市統計書

図 2-5 大口駅の一日平均乗降客数の推移

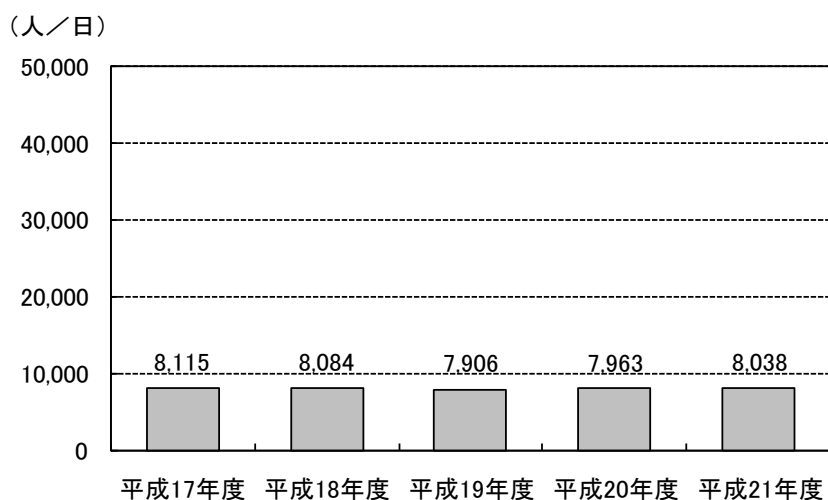


出典) 横浜市HP

図 2-6 大口駅の状況

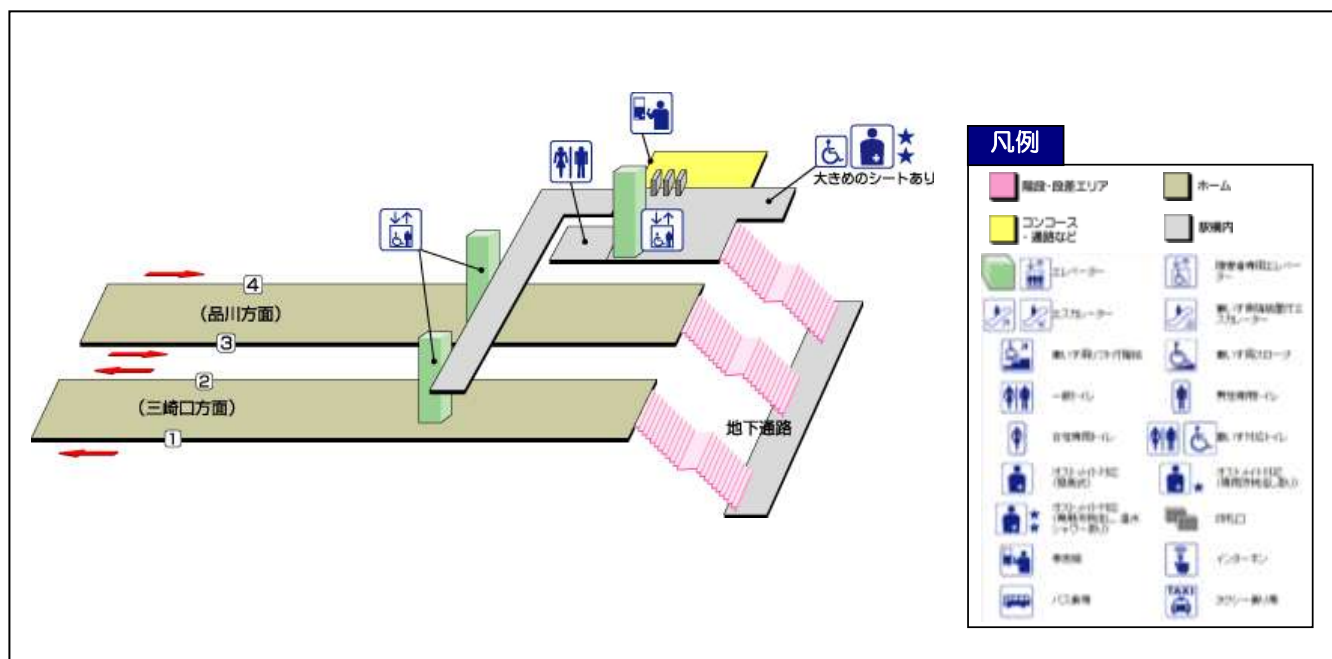
(2) 子安駅

京浜急行本線子安駅の一日平均乗降客数は、約 8,000 人/日（H21 年度）となっている。平成 17 年度から 21 年度までの乗降客数はほぼ横ばいに推移している。



資料) 横浜市統計書

図 2-7 子安駅の一日平均乗降客数の推移



出典) 横浜市HP

図 2-8 子安駅の状況

2. バス

大口駅・子安駅周辺地区の路線バスは、横浜市営バスが運行されている。大口駅直近のバス停留所は西口の「大口駅前」、東側は東口から約 150m の位置に「大口駅東口」バス停留所が設けられている。

また、子安駅直近のバス停留所は南口から約 50m の位置に「子安」、北側は北口から約 200m の位置に「七島町」バス停留所が設けられている。

■大口駅付近を通るバス系統など

系統	駅付近の停留所	起点（発）	終点（着）	経由地
31	大口駅前（西口）	横浜駅西口	大口駅前	東白楽・白幡向町
291	大口駅前（西口）	横浜駅西口	大口駅前	片倉町入口・岸根公園前・松見町
38	大口駅東口	横浜駅西口	鶴見駅西口	六角橋・菊名橋・新子安駅西口
213	大口駅東口	新子安駅西口	一方循環	大口駅東口・西寺尾4丁目

■子安駅付近を通るバス系統など

系統	駅付近の停留所	起点（発）	終点（着）	経由地
7	七島町（北口）	横浜駅前	川崎駅西口	大口通・東寺尾5丁目・（東部病院）
29	七島町（北口）	横浜駅前	鶴見駅前	大口通・宮の下・森永工場前
86	子安（南口）	横浜駅前	生麦	東神奈川駅入口・入江橋



出典) 横浜市道路局 (2009 年版)

図 2-9 大口駅・子安駅周辺のバス路線の状況

II-4 施設の分布状況

大口駅・子安駅から概ね半径1kmの範囲にある主要な施設は、表2-1と図2-10に示すとおりである。

大口駅・子安駅周辺には、福祉施設、医療施設、文化施設及び商業施設などが集まっている。

表2-1 大口駅および子安駅周辺の主な施設(1/2)

種別	施設名称	大口駅からの距離(m)	子安駅からの距離(m)	施設数
旅客施設	大口駅(JR)	—	900	5
	子安駅(京急)	900	—	
	新子安駅(JR)	950	850	
	京急新子安駅(京急)	1100	1000	
	神奈川新町駅(JR)	1350	550	
行政施設	(1) 横浜地方法務局神奈川出張所	800	150	1
文化施設	(2) 神之木地区センター	250	1100	5
	(3) 神奈川中学校コミュニティハウス	700	1000	
	(4) 浦島丘中学校コミュニティハウス	900	350	
	(5) 神奈川図書館	1450	850	
	(6) 松見集会所	450	1200	
	福祉施設	(7) 神奈川区福祉活動ホーム	1500	
(8) ナザレ工房		250	1100	
(9) 神之木地域ケアプラザ		250	1100	
(10) 大口訪問看護ステーション		250	650	
(11) 新子安地域ケアプラザ		900	850	
(12) しんまち訪問介護ステーション		1300	500	
(13) おおぐち工房第2		250	1000	
(14) もくもく第1		500	550	
(15) パン工房ゆうき		500	300	
(16) もくもく第2		750	200	
(17) おおぐち工房		100	900	
(18) おおぐち工房第3 ふれあいTOMO		50	950	
(19) 第2グループホームもくせい		1000	1700	
(20) ナザレンホーム		250	1150	
(21) 第2ナザレンホーム		250	1150	
(22) グループホーム愛美		950	1850	
(23) グループホーム愛美Ⅱ		950	1850	
(24) あすなる荘		350	1000	
(25) グループホーム希望		800	950	
(26) ラポール西寺尾		750	1550	
(27) フェローズガーデン西寺尾		800	1650	
(28) ビバリーライフ横浜		350	1250	
(29) 老人福祉センターうらしま荘		1450	850	
(30) シルバー人材センター神奈川事務所		1450	850	

※表中の施設番号は、図の番号と対応する。

※駅からの距離は、直線距離。

表 2-1 大口駅および子安駅周辺の主な施設(2/2)

種別	施設名称	大口駅 からの 距離(m)	子安駅 からの 距離(m)	施設数
医療施設	(31) 大口東総合病院	150	900	5
	(32) 大口病院	200	650	
	(33) 仁恵病院	800	950	
	(34) 古川病院	1150	950	
	(35) 済生会神奈川県病院	1700	1000	
商業施設	(36) 大口通商店街	350	550	11
	(37) あげぼの通商店会	500	450	
	(38) ななしま通商店会	500	500	
	(39) 大口 1 番街	650	300	
	(40) 白幡振光会	1050	750	
	(41) 相鉄ローゼン大口店	400	500	
	(42) ピアゴ大口店	150	1050	
	(43) ライフ大口店	250	1150	
	(44) オルトモール	900	750	
	(45) コジマ NEW 横浜大口店	200	1000	
(46) アクロスプラザ東神奈川 (ジョック・ソグ モール)	900	1800		
公園・緑地 等	(47) 神の木公園 (地区公園)	500	1300	3
	(48) 入江町公園 (近隣公園)	600	700	
	(49) 西寺尾の丘公園 (近隣公園)	850	1800	
その他	(50) 大口駅前郵便局	50	950	17
	(51) 横浜大口郵便局	150	1050	
	(52) 横浜銀行大口支店	200	700	
	(53) 湘南信用金庫大口支店	250	650	
	(54) 横浜信用金庫大口支店	300	650	
	(55) 市立盲特別支援学校	450	1150	
	(56) 神ノ木保育園	400	1300	
	(57) 横浜市松見保育園	600	1300	
	(58) 西寺尾保育園	700	1550	
	(59) 白幡保育園	850	950	
	(60) 聖徳保育園	500	400	
	(61) 浦島保育園	1200	450	
	(62) 白百合乳児保育園	1200	450	
	(63) 第二白百合乳児保育園	1300	600	
	(64) ひびき保育園	450	1250	
	(65) 大口奉斎殿 (葬儀式場)	650	250	
(66) 鷺の湯 (浴場)	700	250		

※表中の施設番号は、図の番号と対応する。

※駅からの距離は、直線距離。

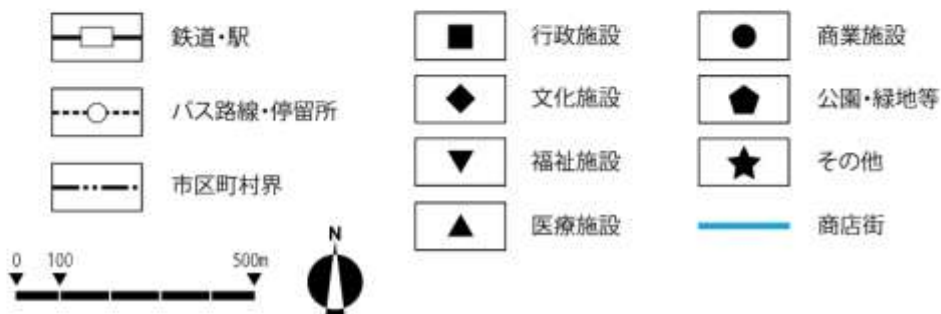
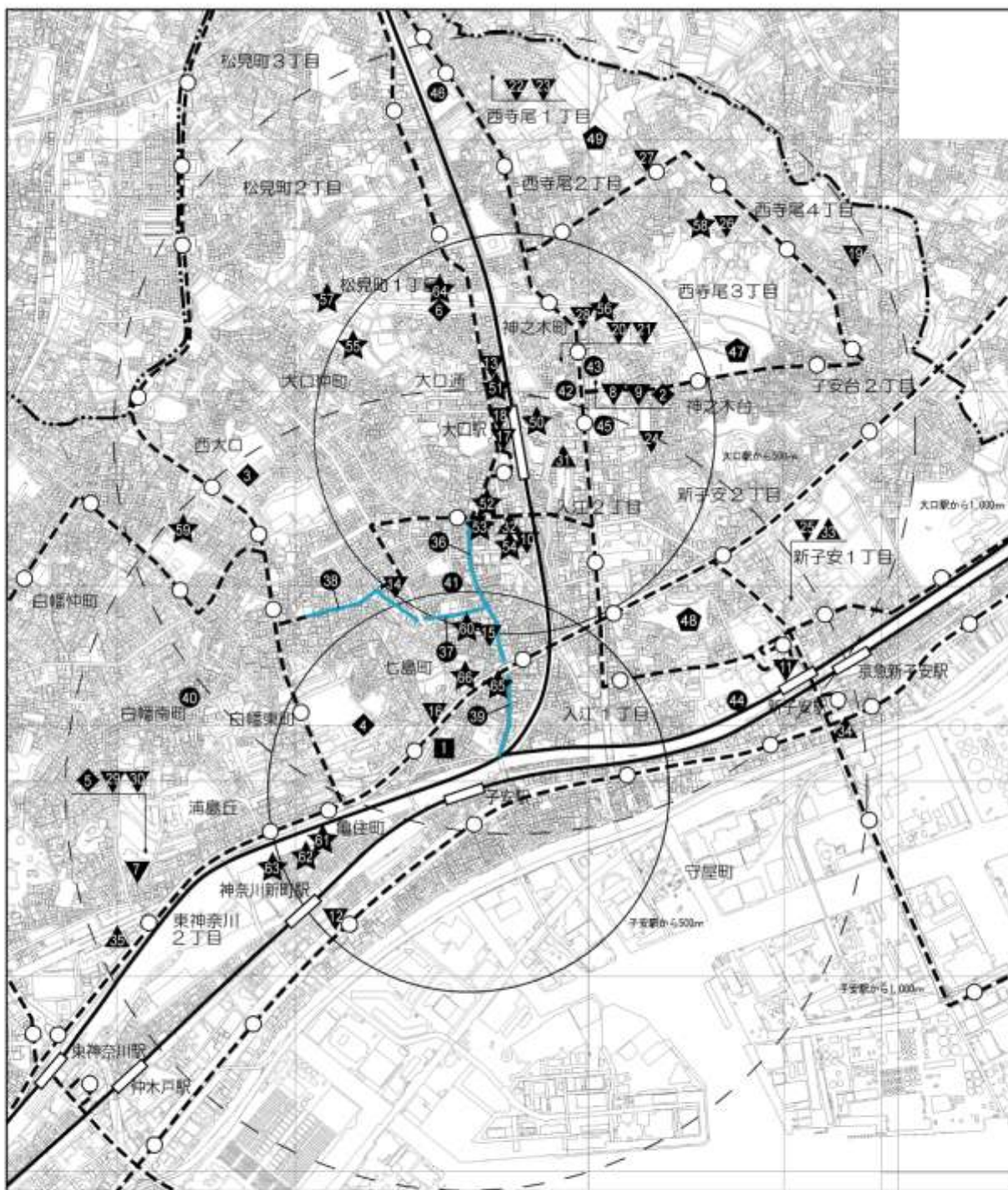


図 2-10 大口駅・子安駅周辺の現況

II-5 まちづくりの方向

大口駅・子安駅周辺地区のまちづくりの方向は、「神奈川区まちづくりプラン（横浜市都市計画マスタープラン・神奈川区プラン）（平成15年12月）」で定められている。神奈川区の都市の将来像および大口駅・子安駅周辺のまちの将来像は、図2-11 および図2-12の通りである。

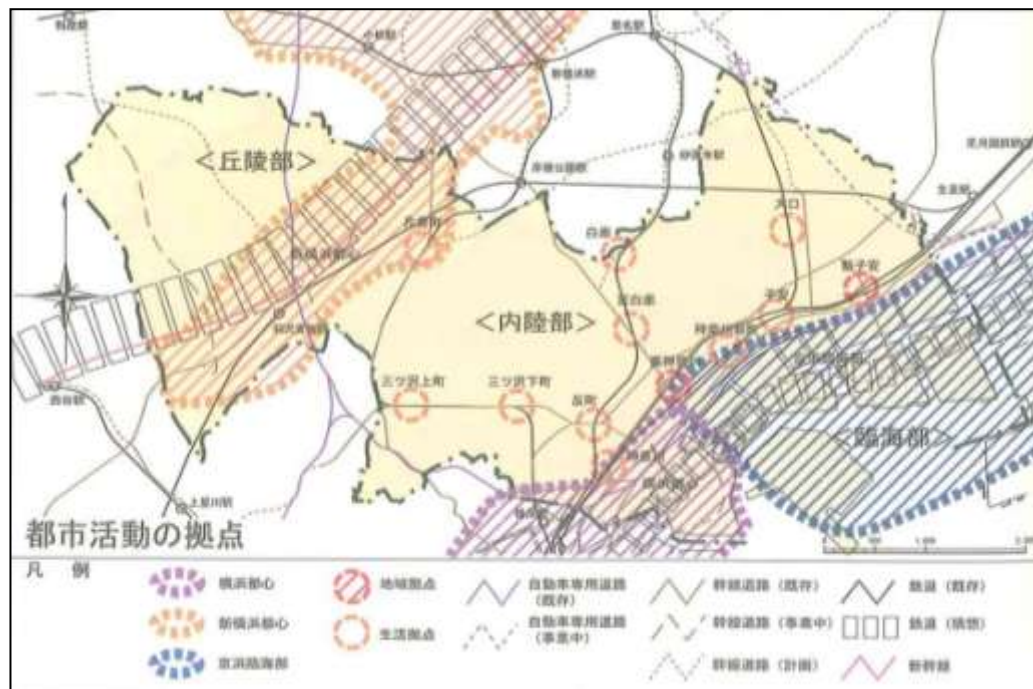


図 2-11 都市の将来像



図 2-12 大口駅・子安駅周辺のまちの将来像

(参考資料)

○「神奈川区まちづくり計画（横浜市都市計画マスタープラン・神奈川区プラン）」
（平成 15 年 12 月）

(抜粋)

■地域区分<P.6-7>

神奈川区は、横浜市のほぼ中央に位置し、横浜市の都心臨海部と新横浜都心の一角を占めており、鉄道・バスなどの公共交通機関にも恵まれ、いずれの都心へもアクセスしやすい好立地にあります。

地形的には、鶴見川水系の大きな広がりを見せる台地、入江川・滝の川水系の複雑な地形を持つ内陸地、ほぼ南北に細長く伸びる沿岸低地と埋立地から構成されています。こうした地形的特徴や町の成り立ちなどから、神奈川区は「臨海部」、「内陸部」、「丘陵部」の大きく3つの地域に分けることができます。次ページの図に示すように臨海部と内陸部の境を主に国道15号、内陸部と丘陵部の境を主に新横浜通りを設定しています。

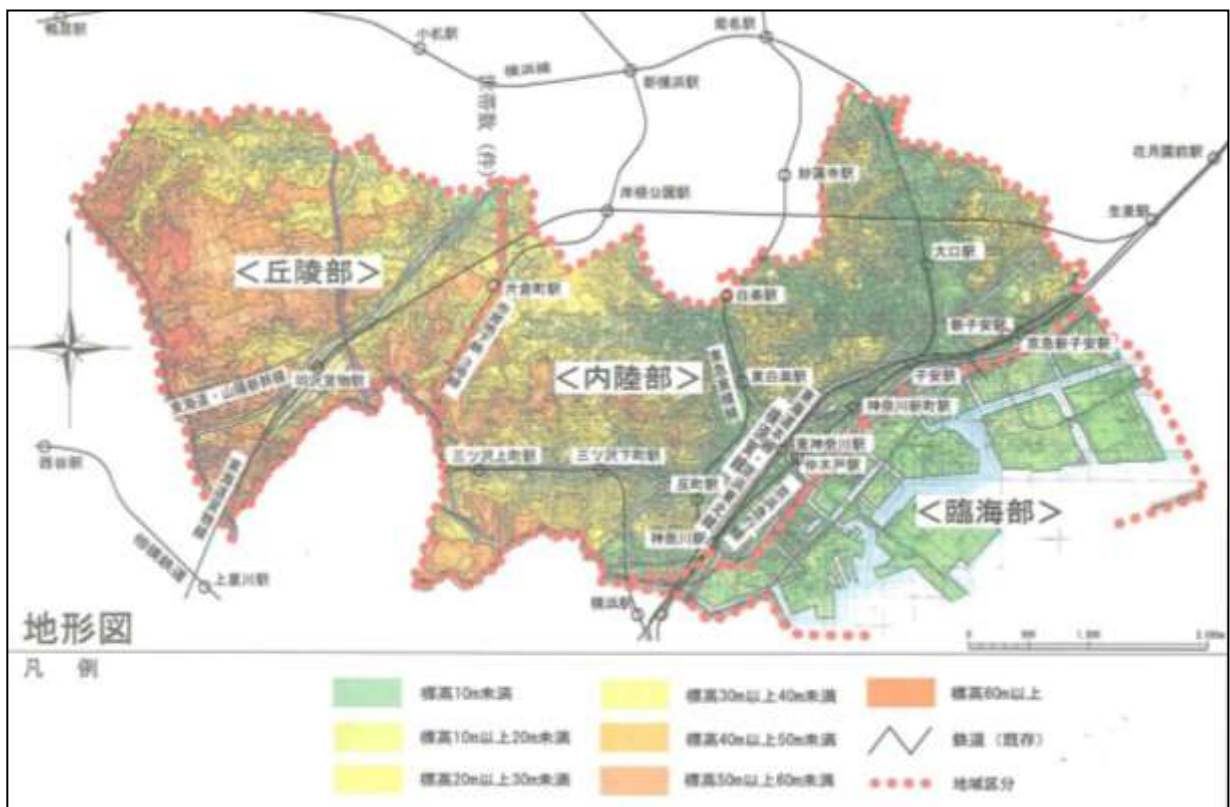


図 2-13 神奈川区の地域区分と地形状況

■神奈川区の将来像

(1) まちづくりの目標<P.8>

神奈川区まちづくりプランでは、市の総合計画の区別計画を踏まえて、次の3点をまちづくりの目標として定めます。

①安全で利便性の高いまち

横浜駅及び新横浜駅周辺などの大規模な商業地に近い立地条件を活かしつつ、身近な地域での生活利便性の向上をめざします。また、災害に強いまちをめざします。

②快適でうるおいのあるまち

住宅地を中心に居住環境の向上を図るとともに、豊かな自然環境の保全や創造、地域の特性を生かした街並みづくりなどにより、快適で住みやすいまちをめざします。

③安心して楽しみにあふれたまち

誰もが安心して生活できるように、福祉・保健の環境を充実するとともに、区民が地域に愛着をもてるように、歴史や文化に親しめる魅力あるまちを、区民と協働して作ることをめざします。

(2) 内陸部の将来都市像<P.9-11>

「まちづくりの目標」の実現に向けて、将来都市像を次のように設定します。

①都市の構成と連携

住宅地として、居住環境の保全、地域の安全性・交通利便性の向上を図ります。また、各駅周辺において商業・生活サービス機能などを充実し、身近な地域での生活利便性の向上を図ります。また、水と緑に囲まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。

②都市活動の拠点

神奈川区は、14駅が立地する特性から、地域単位での生活の向上を目指し、身近な生活機能を充実していくため、地域の中心としての地域拠点及び生活拠点の強化を図ります。

地域拠点・・・ 東神奈川駅周辺（仲木戸駅を含む）、新子安駅周辺（京急新子安駅を含む）を「生活拠点」に位置づけ、多様な機能の集積を進めるとともに、周辺地域の生活利便性の向上を図ります。また、臨海部と内陸部とを結ぶ結節点として、周辺地域との連携を強化します。

生活拠点・・・ 地域拠点以外の区内のその他の駅（大口駅・子安駅、白楽駅・東白楽駅、反町駅、片倉町駅、神奈川新町駅、神奈川駅、三ツ沢上町駅・三ツ沢下町駅）周辺を「生活拠点」に位置づけ、身近な地域の生活利便性の向上を図ります。

③水と緑の環境

三ツ沢公園・豊顕寺市民の森周辺や神の木公園周辺など既存の大規模な公園・緑地などを核として、街路樹や緑のプロムナード、民有の緑地などをつなげることにより、身近な緑のネットワーク化を促進します。

■内陸部の特色と課題<P.6>

- ・古くから市街化が進んだため、狭くて入り組んだ道路に小規模の住宅が密集した地域もあり、防災上の課題があります。
- ・神奈川区には鉄道が5路線・14駅あり、その大半が内陸部に集中しており、鉄道交通の利便性が高いと言えます。ほとんどの地域は駅から1km圏内にありますが、地形的に坂道が多いことから、バスが通ることのできる道が限られています。
- ・地域の生活を支えてきた商店街がありますが、交通事情や消費者動向の変化などにより、従来のにぎわいが薄れつつあります。
- ・樹林地や畑地などもありますが、公園等を除き、まとまった緑地はあまり見られません。

■内陸部の整備方針<P.38-39、44>

～安心して住み続けられる内陸部のまちづくり～

内陸部には古くから市街化が進んだ地域が多くあり、道幅が狭く戸建て住宅が立て込んでいる木造住宅密集地区が多く存在しています。また、生活拠点となる駅が数多く存在するものの、地形などにより交通の利便性が低い地域があります。内陸部では、地域でこれまで培われてきたコミュニティを活かし、安全で快適に暮らせるまちをめざして、地域住民が主体となって、区民と行政とのパートナーシップにより良好な住環境づくりを進めていくことが重要です。

(1) 安全で暮らしやすいまちづくり

- ・狭い道路の拡幅の促進や耐震改修を図るとともに、さらに、建物の共同化・不燃化、広場の設置などによるオープンスペースの確保などを促進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- ・良好な住宅地の環境を保全するとともに、建物の色や形態、建て方などが周囲の環境と調和のとれたものとなるよう、まちのルールづくり相談センターを活用し、住民の発意による地区計画・建築協定などの導入など、住環境の保全・向上を支援します。
- ・既存の団地については、計画的な管理・修繕による建物の長寿命化や、居住者の高齢化に対応したバリアフリー化について、情報提供などの支援を検討します。また、再生や立て替等にあたっては、周辺住民へ配慮した整備を進めるとともに、オープンスペースの確保や、緑化の推進を図ります。

・水と緑を保全するため、区民による自主的な活動や、公園愛護会活動など維持管理への協力活動の促進を図ります。

(2) 利便性をより高めたまちづくり

・入り込んだ地形などにより交通の利便性の低い地域については、小型バス等の交通ネットワークの検討を行います。

・駅舎や駅周辺地域については、エレベーターや点字ブロックの設置、段差の解消等によるバリアフリー化を積極的に促進して、地域拠点・生活拠点としての利便性を高めます。

・駅周辺地区以外においても、歩道の拡幅やバリアフリー化を推進し、歩きやすい空間の整備を図ります。

(3) 地域資源をいかした魅力づくり

・旧東海道神奈川宿周辺の地域では、まちの景観、社寺仏閣、公共施設等を活かしたまちづくりとネットワーク化を推進し、地域資源をいかした魅力づくりを図ります。

・街路樹や緑のプロムナードの整備、公共施設用地や民有地の緑化を推進し、既存の公園・緑地（斜面緑地）・社寺林などをつなぐ、身近な緑のネットワーク化を推進します。

・神奈川宿歴史の道の沿道周辺では、建物外観の統一など建築物のルールづくりなどを含め、魅力あるまちなみづくりの実現を図ります。また、歴史を活かしたまちの賑わいづくりを図ります。

それぞれの地域拠点（東神奈川駅・新子安駅）や生活拠点（駅・商店街）では、地域住民とともにまちづくりを進め、活性化を図ります。

<大口駅・子安駅周辺>

大口駅東口については、歩行者の安全に配慮しつつ、周辺環境整備を行うことにより駅前へのバスの乗り入れを検討するとともに、入江川沿いの公園や道路を活用して、安心して快適に歩ける歩行者空間の確保を進めます。

大口駅西口から商店街につながる地区のにぎわいを高めるとともに、周辺商店街の活性化を図ります。

子安駅については鉄道により分断されている駅北側方向、商店街方向への移動の円滑化を促進します。

さらに、両駅ともにエレベーターの整備など、駅施設や駅周辺のバリアフリー化を促進します。

Ⅲ 重点整備地区の設定

Ⅲ-1 重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討

1. 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義している。

これに基づき、横浜市では、本基本構想において、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として設定する。

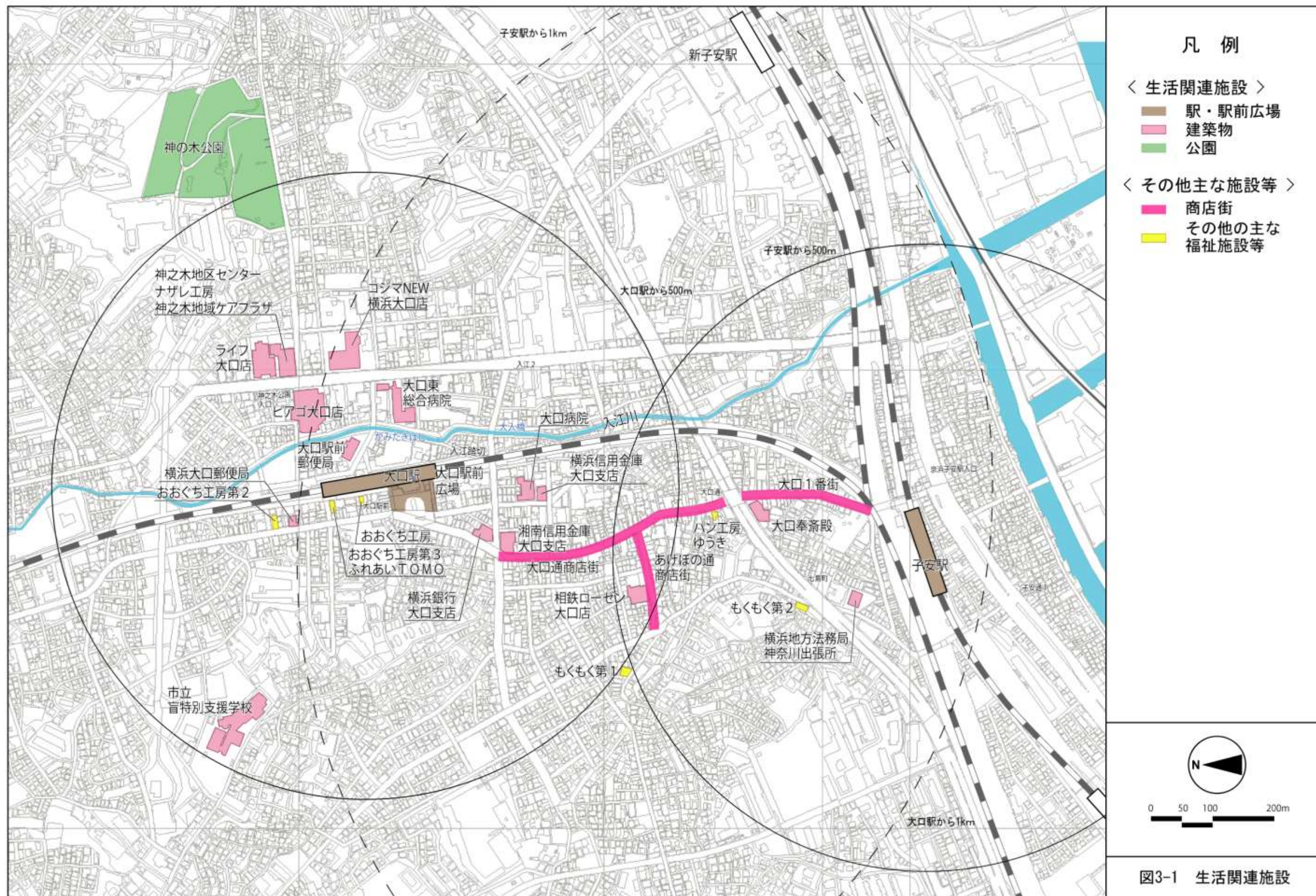
- ①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設である、かつ、
- ②その施設へ至る手段が、主に大口駅もしくは子安駅からの徒歩によること

生活関連施設の選定結果は、表 3-1 および図 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 生活関連施設の概要

種別	生活関連施設に選定した施設	施設の概要
旅客施設	大口駅（JR） 子安駅（京急）	・1日あたりの乗降客数 5,000 人以上の鉄道駅である。
行政施設	横浜地方法務局神奈川出張所	・取り扱っている業務は不動産登記である。
文化施設	神之木地区センター	・図書・勉強コーナー、パソコンコーナー、プレイルーム、会議室、音楽室、工芸室、料理室、レクホール、レクリエーションホールなどがあり、地域の人々と積極的な連携を図りつつ、活力ある地域社会や生きがいある暮らしを創造するための施設である。
福祉施設	ナザレ工房	・生活介護サービス、日中一時支援サービス、短期入所サービス（日常生活援助、自活学習、表現活動、余暇活動、作業活動、利用者の会などの特別活動、各種行事）ができる施設である。
	神之木地域ケアプラザ	・高齢者デイサービス、ケアプランの作成、相談（入浴サービス、送迎サービス、食事サービス、レクリエーション、各種行事）のサービスを受けることができる施設である。神之木地区センター（3・4 階）とナザレ工房（2 階）の3館複合施設である。
医療施設	大口東総合病院	・内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻科・形成外科・麻酔科がある総合病院で、2 階建てである。
	大口病院	・リハビリテーション科、整形外科、内科がある病院で5 階建て入院設備もある。

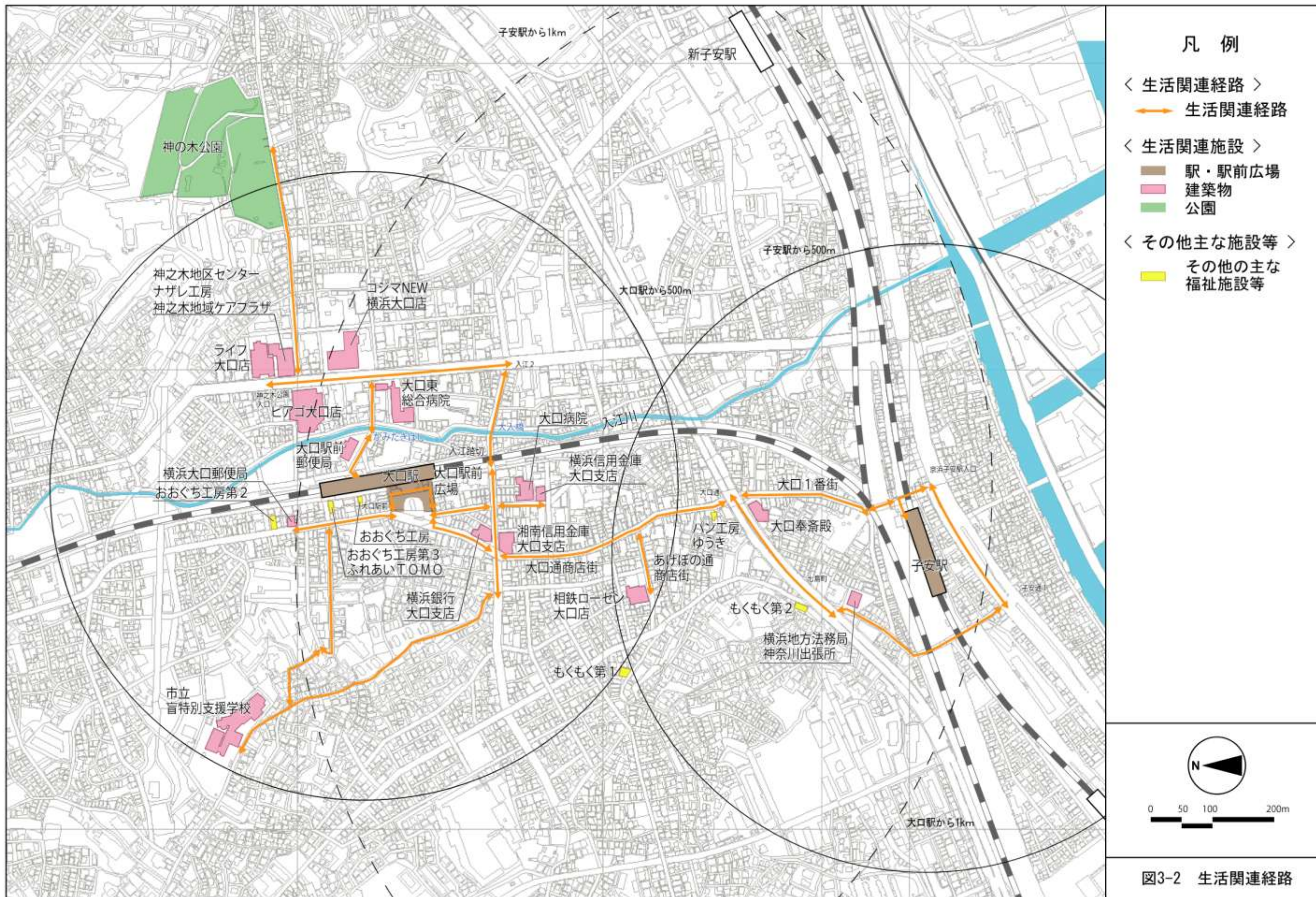
種別	生活関連施設に 選定した施設	施設の概要
商業施設	相鉄ローゼン大口店 (曙ビル)	・各施設は、いずれも大口駅から500m圏内に立地しており、駅から徒歩で訪れることができる。
	ピアゴ大口店(朝木ビルチングユニー大口店)	
	ライフ大口店	
	コジマNEW 横浜大口店	
公園・ 緑地等	神の木公園(地区公園)	・野球場や自由広場、樹林がある公園で年間を通して、誰でも利用できる。
その他	大口駅前郵便局	・郵便、貯金、保険の各サービスを取り扱っており、ATMが設置されている。
	横浜大口郵便局	
	横浜銀行大口支店	・預金、保険、住宅ローンなどを取り扱っており、ATMが設置されている。
	湘南信用金庫大口支店	
	横浜信用金庫大口支店	
	市立盲特別支援学校	・目が見えにくかったり・見えないために専門的な指導を必要とする幼児・児童・生徒に対し、幼児教育・義務教育・高等学校普通教育及び職業教育(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)を行う学校である。
	大口奉斎殿	・各種類の法要が行えるセレモニーホールである。



2. 生活関連経路の設定

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」と定義している。

大口駅・子安駅周辺地区では、駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路について、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況、バリアフリー化されている必要性が高い経路を生活関連経路として設定する（図 3-2）。



3. 重点整備地区の範囲設定

(1) 重点整備地区の範囲の基本的な考え方

重点整備地区とは、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区をいう。

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

(2) 大口駅・子安駅周辺地区の重点整備地区の範囲

大口駅・子安駅周辺地区の重点整備地区の範囲は、先に選定した生活関連施設を含む範囲（約 53ha）とする。具体的な範囲は図 3-3 に示すとおりとする。

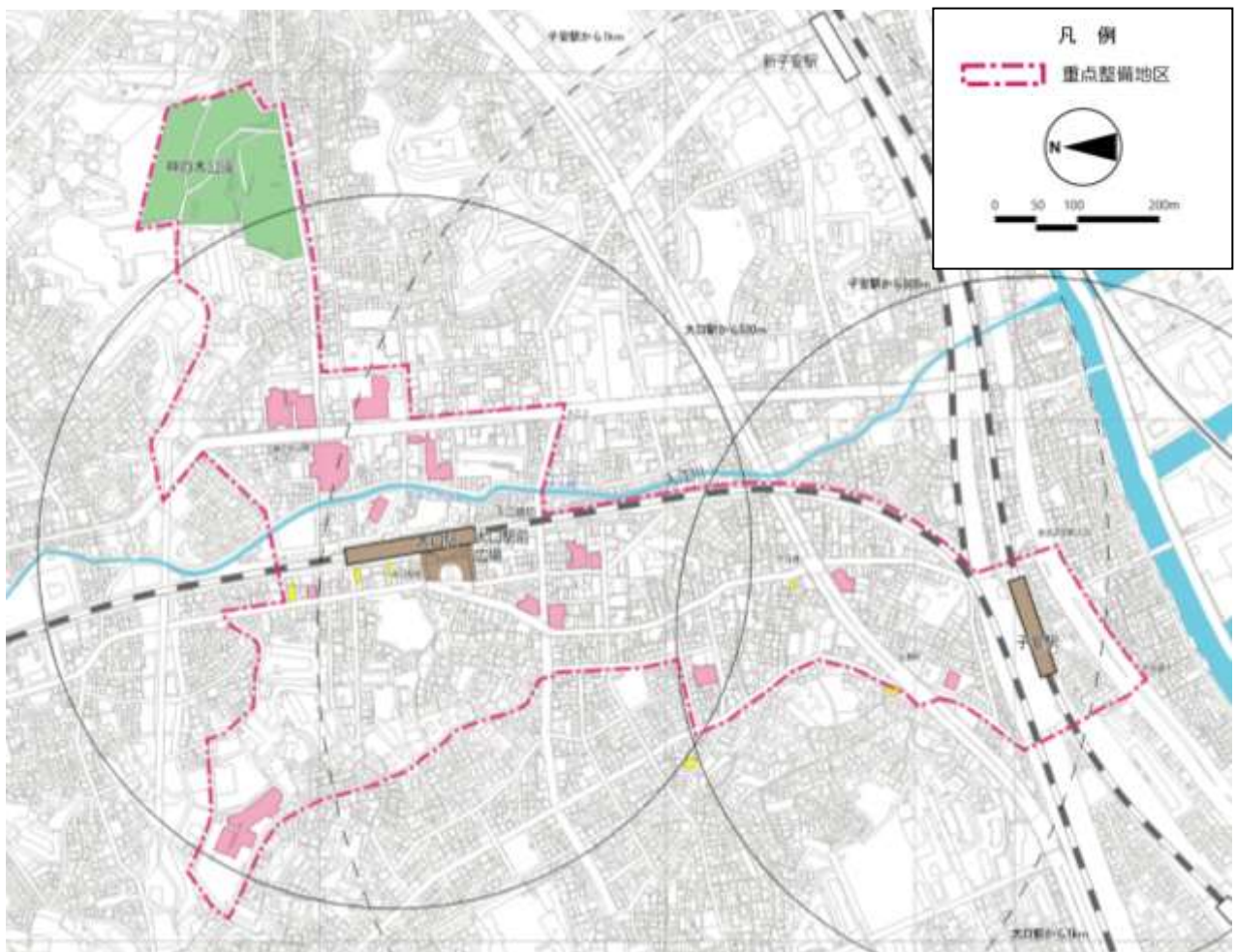


図 3-3 大口駅・子安駅周辺地区における重点整備地区

